

公益社団法人 五條市シルバー人材センター会報

# シルバー五條

令和5年1月発行

公益社団法人 五條市シルバー人材センター  
五條市野原西6丁目1-18

『高見山の樹氷』

写真撮影・井上眞二（会員）

## 目 次

・ご挨拶	2	・事務局だより	6
・定時総会・令和4年度契約金額の推移等	3	・配分金収入等の取り扱いについて	7
・会員のひろば・互助会だより	4～5	・会員募集	8



公益社団法人 五條市シルバー人材センター

理事長 田 村 幸 男



会員・役職員並びに発注者、関係各位の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。平素は、シルバー人材センター事業運営につきまして格別のご支援・ご指導を賜り誠にありがとうございました。

我が国においては、人口減少・少子高齢化が進む中、五條市シルバー人材センターにおきましても、会員の高齢化と企業においては、七十歳迄の就業機会の確保が努力義務の法改正が施行されたことより、新規入会者が減り、会員数も減少傾向にある中、新型コロナ感染症が完全に収束しないという状況下で、令和五年十月一日から導入予定の消費税における（インボイス）制度が施行されると、免税事業者である会員と取引関係において、シルバー人

会員・役職員並びに発注者、関係各位の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。平素は、シルバー人材センター事業運営につきまして格別のご支援・ご指導を賜り誠にありがとうございました。

シルバー人材センターは、人生百年時代を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域の特色や実情を踏まえて、積極的に取り組みを強化していく必要があります。

シルバー人材センターは、元気な高齢者が地域社会の課題解決の担い手となつて活躍するシルバー事業は、益々その役割を果たすことが求められており、そうした期待に対しても組織の拡大や事業の一層の活性化等目に見える実績を示すことであえていく必要があります。

そのためには、まず「会員の拡大」が重要な課題であり、会員不足により折角の受注チャンスを逃してしまったり、積極的な事業展開が出来ず、事業の縮小へと繋がりかねない状況であるため、会員の増加に向けた取り組みが喫緊の課題であります。

本年度も五條市はじめ関係機関のご支援・ご指導・ご協力を得ながら、役員・会員一丸となつて事業の推進に取り組むと共に、安全・適正就業をモットーに「事故ゼロ」を目指し事業を推進して参ります。

最後になりましたが、会員・役職員の皆様並びにご家族・関係各位様のご健康とご多幸をご祈念申し上げご挨拶いたします。

明けまして  
おめでとうございます  
本年もどうぞよろしく  
お願い申し上げます

事務局	監理	監理	監理	監理	監理	監理	副理事長	副理事長	理事長	役員
事務局長	柴谷一	柴谷一	柴谷一	柴谷一	柴谷一	柴谷一	久保繁己	久保繁己	田村幸男	田村幸男
業務係員	栗井田	栗井田	栗井田	栗井田	栗井田	栗井田	森浩	森浩	森忠良	森忠良
任用職員	松本吉	松本吉	松本吉	松本吉	松本吉	松本吉	本眞	本眞	田眞	田眞
辻本	辻本	辻本	辻本	辻本	辻本	辻本	忠治	忠治	岡治	岡治
松田	池口	池口	池口	池口	池口	池口	重宏	重宏	田重	田重
友國	吉村	吉村	吉村	吉村	吉村	吉村	義弘	義弘	昭治	昭治
田浩	宅久	宅久	宅久	宅久	宅久	宅久	正美	正美	岡正	岡正
弥生	義範	豊義	義範	豊義	義範	豊義	宏二	宏二	田真	田真
妙子	浩雄	洸雄	浩雄	洸雄	浩雄	洸雄	昭治	昭治	田眞	田眞
任用職員	希康	浩希	希康	浩希	希康	浩希	良	良	田良	田良

## 第39回 定時総会開催

令和4年5月27日（金）午前十時から第39回定時総会が五條市保健福祉センターにおいて開催されました。

第39回定時総会におきましては、前回同様に新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来賓のご招待を見合わせ、出席者も役員等の少人数にし、規模を大幅に縮小して開催し、会員の皆様には、事前に委任状または議決権行使書の提出をしていただき、議決の意思表示をいただきました。

定時総会は、森本副理事長を議長に選出し、上程されました。議案は、全て賛成多数で承認されました。

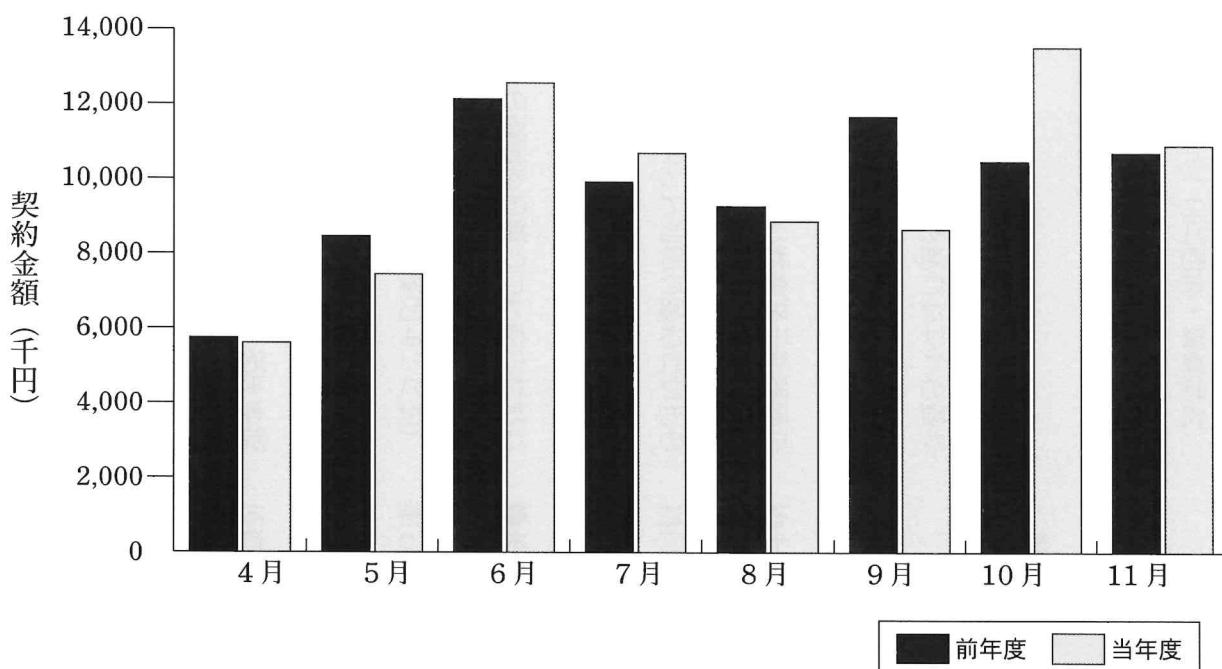
理事の選任については、谷口久美あんしん福祉部長が選任されました。

### 【出席者数、委任状及び議決権行使書の状況】

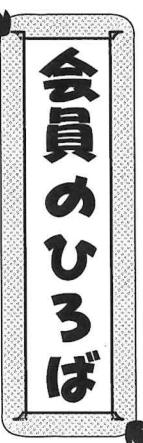
○ 当日の会員数	209人
○ 出席者数	13人
○ 委任状提出者数	76人
○ 表決書出席者数	57人

【報告事項】	【議案】
報告第1号 令和4年度事業計画について	議案第1号 令和3年度事業報告について
報告第2号 令和4年度収支予算について	議案第2号 令和3年度収支決算報告及び監査報告について
休憩を取り互助会会員の総会が開催されました。	議案第3号 役員選任について

### 令和4年度 契約金額の推移



(月別)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
前 年 度	5,738	8,458	12,129	9,914	9,263	11,661	10,466	10,696
当 年 度	5,605	7,441	12,559	10,687	8,681	8,647	13,514	10,892
前 年 比	97.7%	88.0%	103.5%	107.8%	95.7%	74.2%	129.1%	101.8%



## わが町の歴史を知り、 わが町を好きになる

岡本光司

○栄山寺(学晶山栄山寺真言宗豊山派)  
養老二年(七一九年)奈良時代、藤原南家の祖藤原武智麻呂(鎌足の孫)が、菩提寺として創建。尚、栄山寺は「前山寺(さきやまつるし)」と呼ばれていたが、平安初期頃から「栄山」の字が用いられるようになりました。

国史跡の行宮跡(あんぐりあと)南北朝時代には南朝の後村上・長慶・後龜山天皇の行在所(あんぐりしそう)が置かれていました。

### ◎八角堂(国宝)

八角堂は、藤原武智麻呂の没後、次子の藤原仲麻呂(恵美押勝)が父の菩提である。

に描かれ、天平盛期の円熟な様式を表している。全体に剥落が目立つものの数少ない奈良時代絵画資料として貴重

い。武智麻呂の墓は当初、佐保山(奈良市街地北部の丘陵地)にあった

### ◎梵鐘(国宝)

延喜十七年(九一七年)十一月三日、

平安時代に鋳造。四面に菅原道真の撰

(文章を作り)小野道風の書と伝えら

が、天平宝字四年(七六〇年)栄山寺北側の山上に改葬された。八角堂の建

立時期はこの年から仲麻呂の没した天平宝字八年(七六四年)までの五年間に絞られる。八角堂となつてるのは、

法隆寺夢殿と同じく個人追憶の意であつたからだ。夢殿より規模が小さ

いため、内陣の柱を四本に減じている。

屋根頂上の宝珠は石製であるなど万事簡素である。尚、当時のものとされる

石造宝珠は大日堂内に保存されている。

○内陣装飾(重要文化財)

柱絵・舞楽・舞蹈菩薩・飛貴絵(ひ

ぬきえ)・飛天・奏樂神仙・人鳥・騎獅菩薩等、天井画・宝相華文によつて

はあるものの赤黄緑の色を古調に綿密

に描かれ、天平盛期の円熟な様式を表

してゐる。全体に剥落が目立つものの数少ない奈良時代絵画資料として貴重

の銘文があり、各部とも当初の姿をよ

べ残していく。総高一四三センチメートル栄山寺型といわれてゐる。

### ●薬師如来坐像(本尊)

永享二年(一四三一年・室町時代)

れる陽鋲の銘文がある。竜頭が精工に出来てあり、京都神護寺・宇治平等院の鐘と共に平安三絶の鐘とされてゐる。

またこの鐘は、銘文により延喜十七年に藤原道明(南家武智麻呂より六世)

とその母の弟、橘澄清が創建した山城

に藤原道明(南家武智麻呂より六世)

とがわかる。道澄寺が廃寺(時期不明)となり、その後、藤原南家の寺と

いう由緒によつて当時に移されたもの

である。尚、移された時期は不明であるが、元禄年間の和州栄山寺絵図に

あるが、この鐘が深草から薬師の靈夢によつて

この鐘が深草から薬師の靈夢によつて

造立。本尊薬師如来を守護する(ガードマン)。薬師如来につき従い守護す

る十二の夜叉大将、それぞれ護仏を本

地とし、順に(子(ね)から亥(い)まで

十一時を守る)とされる十一神。

当寺に移された事が書いてあるから、

室町末期から江戸初期にかけての頃が

と推定される。

### ●八角円堂内陣装飾画

※前記に詳細記入

### 《重要文化財》

### ●石燈籠

弘安七年(一二八四年・鎌倉時代)

の銘文があり、各部とも当初の姿をよ



## シルバーサンターに

入会して

松下光宏

私は、昭和19年4月生まれの78歳、生まれは大阪ですが、当時大阪は連日の空襲の日々、亡母は生後1ヶ月の私を背に2歳の姉を連れて毎日数回防空壕に行っているうち、最後に出た時には一面焼け野原、家族6人は3方に分かれていたが1週間後近くの公園で再会、母の実家である五條に疎開してきました。九死に一生の命をこれからも大切にしたいと思つています。



栽培歴60年のサボテンと自宅温室にて

す。落語の小話で偉い先生が「日本は長寿世界」と言われて久しいが、元気で長生きすることが大事、その為にはキョウウイクとキョウヨウが大切です」と話された。聴衆は「なるほど、お勉強はボケ防止にもなるし体にも良いと思いますが、そこまでして長生きしたいとは思いません」と言いますと先生

は「キョウウイクとは今日行く所がある人、キョウヨウとは今日人の為に用事がある人」と説明すると納得したというお話。私も負けずあ仕事の合間にには仲間と卓球、合唱、グラウンドゴルフ、和太鼓、ギターの練習、また、高校時代から続いているサボテン栽培、五條観光ボランティアガイド、ゴルフも時々出かけています。

会員互助会の皆様におかれましては、益々鋭気に満ちた新年をお迎えのことと存じます。日頃は、会員互助会の活動につきまして、ご理解・ご協力を賜り誠にありがとうございます。さて、令和4年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が少し落ち着いてきたことを受け、役員協議の上、「グラウンドゴルフ大会」を9月二十日二見グラウンドで開催させていただきました。当日は、前日の雨も上がり晴天とまではいかなかつたですが、17名の会員さんが日頃の腕前を振るつていただきました。「新春交流会」「親睦旅行」につきましては、今後のコロナの感染状況をみて役員協議の上、皆様にご連絡します。互助会目的の中に、会員の親睦と地域社会への貢献がありますが、そのためには、会員皆様のご協力が今まで以上に必要になってくると思われますので、今後共よろしくお願ひ申し上げます。結びにあたり、会員皆様のご健勝・ご多幸とご活躍を心からお祈り申し上げ新年のご挨拶とさせていただきます。



あけまして  
おめでとうございます

互助会館より

互助会会长 吉村 豊積



**安全就業基準・事故取扱基準及び  
ペナルティ制度基準を再確認し  
みんなで事故を無くそう !!**

**事務局だより**

### 「保護具の着用」

作業に従事する場合は、安全帽（ヘルメット・帽子）を着用すること。  
また、草刈り、剪定作業に関しては、必ずヘルメットを着用すること。  
上記のほか安全面で保護する必要のある作業に従事する際は、その他の安全保護具を着用し、事故防止に努めること。

### 「標識等の設置」

現場状況に応じて通行車両及び通行人等に対して作業中であることがわかる標識（作業看板・三角コーン等）を設置し、事故防止に努めること。  
特に、草刈り作業に関しては、飛散防止ネット・ブルーシート・コンパネ等を設置し、事故防止対策に努めること。

### 「禁止事項」

草刈り作業に関し紐刈りの禁止。  
紐式を使用し事故が発生した場合、全額個人負担となりますので、ご注意をお願いします。

### 「事故の免責」

センターから提供された作業に従事中、発注者又は第三者の身体もしくは財物等に損害を与えたときは、「シルバーハン材センター総合賠償責任保険」の適用となります。

ただし、会員の自己負担額（免責）は、20,000円となります。  
また、会員同士の事故（車の窓ガラス破損等）に関しては、上記保険は適用されませんのでご注意下さい。

### シルバー団体傷害保険の内容について

(全員の方が加入している傷害保険)

保険の種類	保険金額
死亡・後遺傷害	500万円
入院保険日額（最高180日）	5,000円
通院保険日額（最高90日）	3,000円

## 会員が受取った配分金収入に対する所得税法の取扱いについて(令和4年分)

### 【計算例示】

例1 ある会員(66歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 53万円
- ② 給与収入 18万円(シルバー派遣による賃金)
- ③ 公的年金収入 130万円

### 計算方法

(1) 配分金収入及び給与収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} \text{・給与収入} & & \\ (\text{給与収入}) & (\text{給与所得控除額}) & (\text{給与収入に対する所得金額}) \\ 180,000\text{円} & - 180,000\text{円} & = 0\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} \text{・配分金収入} & & (\text{配分金に対する最低保証必要経費}) & (\text{配分金に対する所得金額}) \\ (\text{配分金収入}) & - (550,000\text{円}-180,000\text{円}) & = & 160,000\text{円} \quad (\text{B}) \\ 530,000\text{円} & & & \end{array}$$

(2) 公的年金収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} (\text{公的年金収入}) & (\text{公的年金等の控除額}) & (\text{公的年金収入に対する所得金額}) \\ 1,300,000\text{円} & - 1,100,000\text{円} & = 200,000\text{円} \quad (\text{C}) \end{array}$$

※平成23年分より、(1)の計算結果が20万円以下であり、かつ(2)の公的年金の収入総額(控除前の収入金額)が400万円以下であるものは、確定申告は不要となります。

そのため、この計算例示の場合も確定申告は不要となります。もし確定申告した場合は以下のとおりとなります。

(3) 所得控除及び所得税額

$$\begin{array}{rcl} \text{配分金収入、給与収入、公的年金収入に係る所得金額} \\ (\text{A})+(\text{B})+(\text{C}) = 0\text{円} + 160,000\text{円} + 200,000\text{円} = 360,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} (\text{所得金額}) & (\text{基礎控除}) & (\text{課税所得}) \\ 360,000\text{円} & - 480,000\text{円} & = (\text{マイナスとなるので} 0\text{円}) \end{array}$$

したがってこの会員の場合、課税所得がないので、確定申告をする必要がありません。

なお、源泉徴収により予め所得税を天引きされて支給を受けた場合には、確定申告をすることでその所得税が還付されます。

※平成23年分から年金所得者(年金収入400万円以下、かつ他の所得20万円以下)の申告不要制度が設けられました。(国税庁HPより)

例2 ある会員(63歳)の年間収入は次のとおりでした。

- ① 配分金収入 100万円
- ② 公的年金収入 130万円

### 計算方法

(1) 配分金に係る計算

$$\begin{array}{rcl} (\text{配分金}) & (\text{配分金に対する最低保証必要経費}) & (\text{配分金に対する所得金額}) \\ 1,000,000\text{円} & - 550,000\text{円} & = 450,000\text{円} \quad (\text{A}) \end{array}$$

(2) 公的年金収入に係る計算

$$\begin{array}{rcl} (\text{公的年金収入}) & (\text{公的年金等の控除額}) & (\text{公的年金収入に対する所得金額}) \\ 1,300,000\text{円} & - 600,000\text{円} & = 700,000\text{円} \quad (\text{B}) \end{array}$$

(3) 所得控除及び所得税額

$$\begin{array}{rcl} \text{配分金収入、公的年金収入に係る所得金額} \\ (\text{A})+(\text{B}) = 450,000\text{円} + 700,000\text{円} = 1,150,000\text{円} \end{array}$$

$$\begin{array}{rcl} (\text{所得金額}) & (\text{基礎控除}) & (\text{課税所得}) \\ 1,150,000\text{円} & - 480,000\text{円} & = 670,000\text{円} \end{array}$$

(4) 所得税額及び復興特別所得税額

$$\begin{array}{rcl} (\text{課税所得}) & (\text{所得税率}) & (\text{所得税額}) \\ 670,000\text{円} \times 5\% & = 33,500\text{円} \\ (\text{所得税額}) & (\text{復興特別所得税率}) & (\text{復興特別所得税額}) \\ 33,500\text{円} \times 2.1\% & = 700\text{円} \quad (\text{百円未満切捨て}) \\ (\text{所得税額}) & (\text{復興特別所得税額}) & (\text{納税額}) \\ 33,500\text{円} + 700\text{円} & = 34,200\text{円} \end{array}$$

(注) 平成25年分から復興特別所得税が創設されました。

したがって、この会員の場合、所得税及び復興特別所得税を34,200円納める必要があります。

なお、配分金収入、給与収入、公的年金収入以外の収入がある場合の所得金額及びその他の控除額については、最寄りの税務署にお尋ねください。

**女性も 男性も 60歳をすぎたら シルバー人材センターへ**

活かせるキャリア 経験と知識とともに働く意欲に応えます。

働きがいのある日々 ココロとカラダも健やか若々しく。

楽しく社会参加・貢献 地域や仲間との絆もできます。

## 会員募集!

会員の条件

- おおむね 60歳以上
- 健康な方
- 働く意欲がある方
- シルバー人材センターの理念に賛同された方
- 五條市内在住の方

入会の手続きについて

入会説明会への参加 シルバー人材センターの活動内容や、入会方法などの説明をいたします。

必要書類の提出 会員登録のための書類が必要となりますので、入会申込書など必要書類を提出していただきます。

会費の納入 必要書類を提出後、定められた会費を納入していただきます。  
(注)会費については、入会手続き時にご説明いたします。

会員登録の完了

## お問い合わせ

公益社団法人  
**五條市シルバー人材センター**

五條市野原西6丁目1番18号 五條市保健福祉センター内

☎(0747)22-5541

FAX(0747)26-2221 ☐gojo@sjc.ne.jp

《入会説明会》 ホームページのURL: <https://webc.sjc.ne.jp/gojo/index>

- 毎月 第3水曜日 午後1時30分～(約1時間程度) 五條市シルバー人材センター事務局 (カルム五條内)  
\*変更の場合もありますので、事前に確認の上お越しください。